

第 444 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 1 日（金） 13 時 15 分～14 時 20 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出 席 者

公益代表委員

今 崎 光 智 委 員
藏 田 典 子 委 員
小 林 友 則 委 員
神 保 和 之 委 員
難 波 利 光 委 員

労働者代表委員

大 塚 修 志 委 員
大 原 敬 典 委 員
倉 重 里 加 委 員
藤 田 英 二 委 員
横 山 崇 委 員

使用者代表委員

藏 藤 共 存 委 員
坂 本 竜 生 委 員
嶋 本 健 児 委 員
中 村 眞 佐 子 委 員
宮 本 道 浩 委 員

事 務 局

労 働 局 長
労働基準部長
賃 金 室 長
賃 金 指 導 官
労働基準監督官

鈴 木 輝 美
佐 保 隆
藤 原 寿 美 代
村 上 出
田 村 拓 未

4 議 題

(1) 令和 7 年度の山口県最低賃金の改正について

- ① 令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）
- ② 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
- ③ 最低賃金審議に係る資料について
- ④ その他

○賃金指導官

本日はお忙しいところ、ご出席いただき有難うございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴の事前申込みが7名の方からありましたが、1名欠席のため6名となっていることをご報告いたします。

では、これより入室していただきます。

○賃金指導官

全員お揃いになりましたので、小林会長、よろしくお願いいたします。

○小林会長

ただいまから、第444回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局から、定足数について報告してください。

○賃金指導官

本日の審議会は、全員出席していただいております。従いまして、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○小林会長

傍聴の方にはありますが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

議事に入る前に、前回の審議会で確認いたしましたが、あらためて審議会の議事の公開について説明します。審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない観点から公・労・使三者が集まって議論を行う部分については、公開することとし、金額審議等の個別協議を要する場合については、非公開といたします。

それでは議事に移ります。

議題1（1）「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

本日は、お集まりいただき、有難うございます。ご承知のこととは存じますが、令和7年7月11日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問がなされ、同日に第1回目の目安小委員会、7月22日に第2回目、7月24日に第3回目、7月29日に第4回目、そして昨日7月31日に第5回目の目安小委員会が開催され、本日、8月1日11時から第6回目の目安小委員会が開催されております。

したがって、議題（1）の「令和7年度地域別最低賃金額の改定の目安について（答申）」につきましては、現在の中賃の開催状況の説明に代えさせていただきます。

○小林会長

では、次の議題に移ります。

議題１（２）「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金指導官

令和７年７月１４日付けで最低賃金法第 25 条第 5 項、同法施行規則第 11 条第 1 項の定めるところにより、山口県最低賃金改正決定に係る意見聴取の公示を行いましたところ、12団体から意見が提出されました。

それでは意見の提出をされました団体名をご紹介します。

最初に、一般社団法人山口県タクシー協会

次いで、郵政産業労働者ユニオン下関支部

次いで、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合

次いで、ユニオン山口

次いで、生協関連一般労働組合中四国

次いで、山口県教職員組合

次いで、山口地域労働組合総連合

次いで、山口県労働組合総連合・山口県労働組合総連合非正規部会

次いで、コープやまぐち労働組合

次いで、山口県自治体労働組合連合

次いで、山口県高等学校教職員組合

次いで、山口県弁護士会

でございます。

以上のとおり、ただいま、ご紹介させていただきました12団体から提出された「意見書」等につきましては、資料No.2として添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、その他に2団体から要請書の提出がありましたので報告させていただきます。

一つ目は、山口県労働組合総連合から2,568筆の「山口県地方最低賃金を時給1,500円以上への引き上げ、地域間格差を解消、中小企業支援の拡充を求める要請書」です。

二つ目は、青少年の就職保障・働くルールの確立と人権を守る山口県連絡会から「青少年の就職保障にかかわる要請書」です。

この両要請書につきましても、資料として添付しておりますので、後ほどお読みください。

また、本日、12団体のうち4団体4名の方が意見の陳述を希望されておられます。

意見陳述につきましては、前回の第443回の審議会において実施することが議決されましたので、実施要領に基づき、

- 1 山口県弁護士会の斎藤様
- 2 全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合の平田様
- 3 ユニオン山口の中村様

4 山口県労働組合総連合の松富様
の4名に1人6分以内で陳述していただきます。

○小林会長

それでは、意見陳述を行っていただきます。事務局の方で準備をお願いします。

【意見陳述人入室】

○賃金指導官

資料は、資料No.2のなかの要請書です。

○意見陳述人

山口県弁護士会の斉藤と申します。この度は、意見陳述の機会をいただき、誠にありがとうございます。山口県弁護士会は5月1日、最低賃金の引き上げを求める会長声明を発出しました。この度、会長声明を山口地方最低賃金審議会に提出しましたので、その内容を簡単にご説明します。

1点目は、最低賃金の大幅な引き上げです。山口県の地域別最低賃金額は、前年度が時給979円でした。しかし、近年の物価高騰を考慮しても、時給979円では労働者の安定した生活を確保できません。また、都市部との賃金格差も問題です。このまま地域間格差が放置されれば、最低賃金の低い地域から高い地域へ労働力が移動し、地方の経済が停滞します。労働者の安定した生活を確保し、地方経済を活性化するためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

2点目は、中小企業の支援策です。最低賃金の引き上げには、中小企業の支援も必要です。中小企業の経営者に対するアンケートでは、法人税や社会保険料の軽減、補助金や助成金の拡充を求める声が多く見受けられました。また、最低賃金の引き上げに伴う取引価格の適正な転嫁も必要です。最低賃金を引き上げれば、どうしても取引価格の値上げも必要となりますが、取引先との力関係から取引価格の適正な転嫁が妨害されるおそれがあります。そのような妨害行為に対しては、独占禁止法や下請け代金支払遅延等防止法に基づき、厳正な対処を行い、中小企業を支援する必要があります。

3点目は特定専門部会の審議の公開と議事録の公表です。現在、山口地方最低賃金審議会の本会議と専門部会は審議を公開し、山口労働局のウェブサイトで議事録を公開しています。しかし、特定専門部会は第1回も含めて審議を全面非公開とし、山口労働局のウェブサイトでも議事録を公表していません。会議の公開については、運営規定において原則として公開するとされていますが、所定の事由がある場合、非公開にできるとされています。議事録の公開についても、運営規程において同様の内容が定められています。しかし、審議を公開しなければ、労使がどのような主張を行い、それがどう最低賃金に反映されたか検証できません。少なくとも、第1回も含めて全面非公開とする運営は明らかに過剰と言えます。鳥取県と島根県のように、山口県でも特定最低賃金専門部会の審議を第1回から公開し、議事録を公表するのが相当です。現在、特定専門部会は議事録を公開していませんが、議事要旨と資料は公表して

います。しかし、議事要旨には会議を非公開とした事由が記載されていないため、いかなる事由を根拠に会議を非公開としたのか不明です。中国地方の審議会において。非公開の理由が全く不明であるのは、山口県の特低賃金専門部会のみです。安易に非公開とすることがないよう、非公開とする場合は、少なくとも議事要旨に非公開の事由を記載することが必要です。そこで、まとめであります、

一つ目、山口県弁護士会は最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

二つ目、山口県弁護士会は最低賃金の引き上げのため、中小企業の支援策を実施することを求めます。

三つ目、山口県弁護士会は、特低賃金の審議を公開し、議事録の公表を求めます。仮に審議を非公開とする場合でも、少なくとも非公開事由は、議事録または議事要旨に記載すること。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

○小林会長

ただ今の意見陳述につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○小林会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○小林会長

それでは次の方よりしくお願いいたします。

【意見陳述人入室】

○賃金指導官

次の方は、資料がございますので、事前にお配りしたいと思います。

【事務局が資料を配付】

○意見陳述人

山口連帯労組組合の平田です。

まず最初に、お手元のB4の資料をご覧ください。山口県の最低賃金の常用労働者は1か月働くと、というイメージになっています。

右側の棒グラフでは、時給979円でかつ173時間働くと、約17万円弱となります。労働者の初任給が17万円弱で、そこから社会保険料が40歳以上となると26,548円ほど引かれ、手取りは税引前で142,819円となりで、これでは暮らせないということは、ほかの意見陳述人や意見書でも述べられていると思いますので、私は言いません。左側の棒グラフは企業の総コストです。これを見ると、社会保険料が27,649円ほどかかります。これが130時間の壁があったのが106時間の壁に、これが撤廃されよう

としていますので、もろに中小企業に負担がかかってくると思います。その下に消費税と書いていますが、販売価格がきちんと消費税に上乗せできていれば回収できるんですが、現実にはできているか、使用者に係るほうは重々ご承知だと思いますので、あえて述べませんが、実際はかなり負担となっていますので、ここの部分の企業のコストの負担というのは低減しないと、最賃の大幅引き上げは無理だと、ここはやはり切り込まなければならないと思います。

次に、1枚目の資料「社会保険料率の推移」です。これは右の欄は2003年から、左の欄は1978年からとなっています。2003年は総報酬制が導入され、ボーナスからも年金、保険料が引かれることとなった、と。1978年からは現行の最賃の決定方式になってからのことを書いてあります。そうすると、上がりっぱなしで、参考までに1949年と書いていますが、その時には3%とか、健康保険も4.4%位で、これがバブルが崩壊するまでは経済成長がありましたので、企業も負担できたかと思いますが、ところがバブル崩壊後に全く経済成長がないままで、負担を上げ続けていますのでこれはいじめに近いです。これでは経営もやっていられません。ここは、ぜひ切り込んでいただきたい。

次の資料「最低賃金と春闘」ですが、なぜこれを出したかと言いますと、だいたい議論は常に、単年度での物価上昇率とか春闘の賃金上昇率で議論されていますが、長期的に見たらどうなのかということで表にしました。これは1978年からというのは最低賃金の現行の決定方式になったところで、2007年からは右の表にしていますが、この時に生活保護を下回らないようにということが導入され、最賃の引き上げが大きくなった年で、それで分けてみました。ここで特徴的なのが、基本、最低賃金は当たり前ですが、定期昇給などはありません。春闘は定期昇給込みです。そうすると、左側の表のほうは定期昇給込みの春闘の賃上げ率のほうが最賃の上昇率をほとんど上回っています。ところが、右側の2007年以降の表を見ると特殊な年を除いて、定期昇給のない最賃の上昇率のほうが定期昇給込みの春闘の上昇率よりもほぼ高いというようになっています。なぜそうなのかということで、この表に生産性という項目を入れています。これは日本生産性本部からのデータですが、ここでの生産性がGDPを総労働時間で割ったものですから、例えば1978年では1時間で労働者が平均して1,798円のものを生産するが、最低賃金としては315円しか払いませんよ、とこの時はそうでした。そうすると315円を1798円で割ると、17.5%となります。それがどんどん下がっていった、1994年には14.4%まで下がっています。ところがずっと上がり始めて、2024年には19.8%まで上がっています。こういう動きになっています。これはまたあとで説明しますが、参考までに消費者物価指数も入れています、太字で2010年に100となっています。そうすると1978年は69.1、2024年には114.4になっていますので、約1.6倍になっています。ただ最賃も315円が1,055円で3倍以上になっているので、労働者も豊かになったのだと思うかもしれませんが、生活に係る費用や、税金や社会保険料がすごく上がっている、そんなに豊かになったとはいえないなというようにわたくし的には感じます。その上で、なんでもかとも考えたときに次の資料「労働力の需給関係の推移」です。データは1985年からしか取れなかったのが1985年からとっています。太字になっている1997年までは就業者数は増えています。これは、たぶんお母さんが家にいるのが当たり前だったのがパートに出るようになった、

ということを表していると思います。ところが、そのあとずっと減っていき、2012年には 6280 万人まで減っています。それから、また増えますけれども、増えたというのは年金の支給開始年齢が 60 歳から 65 歳に上がっていく、あるいは社会保険料や医療、介護の自己負担が増えて、仕事をしないと暮らせないということで高齢者が働きだしたというのが増えた要因になろうかと思います。ところが、その増え方が頭打ちになっている。今や外国人が増えないと、という状況になっています。

まとめますと、リクルートから出ている未来予測では、労働者が 1 千万人以上足りなくなりますよ、ということになっていますから、今年で見ると 2024 年がマイナス 25.1 万人だったのが、対策なしだとマイナス 63.3 万人になりますから、これを混乱なく上げるにはどうするか、今のままでいくと中小企業はつぶれてしまって、中小企業の社長さんたちはフリーランスになってくださいという政府の方針のように私には思えるので、そのようにならないように、経営者の方も労働者も幸せに暮らせるようにぜひ審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

○小林会長

ただ今の意見陳述につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○小林会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

【意見陳述人入室】

○小林会長

それでは、よろしくお願いします。

○意見陳述人

中村といいます。普段は山口大学で学生をしています。本日はこれまでのアルバイトの経験などを踏まえながら意見陳述をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に学生の実態ということで、深夜バイト、徹夜バイトについてお話しします。なぜ深夜バイト、徹夜バイトかというと、学生は基本的に昼間は授業がありますので、アルバイトをするとすると、授業が終わった後、あるいは前ということになります。本来であれば勉強やスポーツ、その他の課外活動など、学生のうちにしかできないことをしたいという声をよく耳にします。私自身もそのように思います。

ですが、何よりも生活あってこそです。基本的な生活を送っていきけるだけの収入があれば、勉強やスポーツに勤しむことは可能ですが、その収入がなければ不可能です。勉強やスポーツという以前に、そもそも生活していくので精一杯というのが学生の実態です。

私の場合、家賃3万円、光熱費5千円、食費3万円、保険代2万円、交通費1万5千円、学費5万円、合計15万円ほどが毎月必要になります。これは低く見積もってこの金額です。年度代わりなど、月によってはこれ以上必要になる月もあります。私の場合、仕送りはありません。そのため、私はアルバイトを掛け持ちしていました。一つのアルバイトは、養護施設の夜間支援員のアルバイト、もう一つはコンビニのアルバイトです。学校が終わってから働きに行き、夜遅く、あるいは朝に帰るという生活です。これでようやく収支はトントンです。授業の予復習はほとんどできませんし、授業時間中も話が入ってきません。学費、生活費が払えずにキャンパスを去っていった友人もいました。とあるサークルでは、空調費を払うことができずに熱中症で搬送されたという学生もいました。これは異常です。このままにしておいていいはずがありません。学生は自分たちの自由な時間、あるいは本来であれば他のことをしなければいけないような時間までも削ってアルバイトをして、生活費や学費を捻出しているというのが実態です。貧しい奨学金な上、今の最低賃金で学費や生活費を捻出するとなると、どうしても長時間アルバイト、それも先ほど申し上げたように、授業との関係で深夜バイト、徹夜バイトをしなければなりません。ですが、長時間アルバイトをするとなると、学生の本分であるはずの学業に差し支えてきます。これでは、何のために働いているのかわかりません。本末転倒です。働く人たちのためにも足りませんし、賃金を低く抑えるということは、消費者という視点から見れば、可処分所得が減るわけですから、企業にとってもよくありません。したがって、物価高騰に全く追いついていない今の賃金を大幅に引き上げることが求められていると思います。そうすれば、学生も含め、働く人たちの可処分所得も増え、そのお金が消費に回り、企業の収益も増えるという好循環が生まれます。生活が苦しいという現状を、これ以上、学生や働く人たちの自己責任にしておいてよいのでしょうか。

今こそ最低賃金法第1条「労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」という最低賃金制度の趣旨に立ち返るべきだと思います。

最後に、今の最低賃金では、その役割は果たせていないということを、強調して私の意見陳述としたいと思います。長くなりましたが、本日私の話を聞いてくださりましてありがとうございます。どうか、大幅賃上げの実現のためによりしくお願いいたします。

○小林会長

ありがとうございます。では、ただいまの意見陳述につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

○難波委員

答えられなかったら答えなくても構いません。ちょっと聞き逃したかもしれませんが、今、中村さんから個人的ないろんなご事情をお聞きしましたが、今、時給はだいたいどのぐらいでアルバイトをされていますか。

○意見陳述人

時給は最低賃金です。

○難波委員

最低賃金のところでバイトされているんですか。それは、すべてのバイトで最低賃金ですか。

○意見陳述人

そうですね。コンビニの方は、お店のオーナーと話しても、その賃上げをするような余力はないと。

○難波委員

例えば、もう少し高いところで働こうとかいうことは不可能ですか。

○意見陳述人

私自身としても、できるだけ高いところで、私が働ける条件が合うところで探して、今のところになるので。

○難波委員

高いところはなかった、探したけれどもなかったということですか。

○意見陳述人

あったかもしれないですが、私が働ける条件ではなかったということですね。

○難波委員

ないことはない。

○意見陳述人

ないことはないと思います。私も高時給のアルバイトは見たことはありますが、どうしても学生なので昼間は働けないであるとか、日数の問題であるとか、そういったところがどうしてもかみ合わないと働くことができないので、学生というその立場が弱いじゃないですけども、そういった高賃金のアルバイトは不可能だということで。

○難波委員

最低賃金のレベルの、最低賃金のものが、学生にとっての最適な働き方になっているということですか。

○意見陳述人

そうですね。そうせざるを得ないというのが今の状況だと思います。もちろん高賃金のところで働ければ働きたいですけど、なかなかそれが実現できていない。

○難波委員

理由は学生がゆえにですか。

○意見陳述人

それは個々人異なると思いますけれども、私の場合は昼間働けないであるとか、日数的な問題もありまして、そのようなことになります。

○難波委員

もし夜間だったら、夜間の手当がついてるのではないかなと思いますが。

○意見陳述人

そうですね。

○難波委員

それでもやはり最低賃金になってるんですか。

○意見陳述人

最低賃金に加えて、手当という形で深夜バイト、徹夜バイトの場合はそういったような形になっています。でも基本給は最低賃金です。

○難波委員

基本給が最低賃金であって。今いただいている賃金は、夜勤の手当も含めた賃金で働かれているということですね。

○意見陳述人

そうですね。

○難波委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○小林会長

よろしいでしょうか。

以上、ありがとうございました。

○小林会長

では、次の方をお願いします。

【意見陳述人入室】

○小林会長

お願いいたします。

○意見陳述人

山口県労連の事務局長の松富と申します。私は県内の工業高校を卒業後、県内の民間企業に就職し、2023 年から現職についています。では、意見を述べさせていただきますと思います。詳しくは、山口県労連の意見書をご覧くださいと思います。

近年の物価高騰は、私たち市民の生活を非常に苦しめているという状況であります。特に最低賃金近傍で働く労働者にとっては、危機的な状況と言えます。この30年間、実質賃金が下がり続け、さらに物価高騰が追い打ちをかけているという状況です。6月の消費者物価指数は、昨年同月と比べ、3.3%上昇し、46か月連続上昇となっています。米などは2倍の価格になっている状況であります。昨年と今年の春闘では、30年ぶりの5%台の高い賃上げを実現することができました。

しかし、この高い賃上げは、大企業の正社員が中心であり、中小・零細企業、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者への波及はほとんどない。まさしく生活の厳しさが増す一方であるという状況であると思います。仮に5%の賃上げがあったと仮定しても、その間の物価上昇の後追いとなり、実質的な生活改善にはつながるものではないというふうに考えます。

賃上げがほとんど望めない労働者の賃上げを行うには、最低賃金の増額は極めて有効的であるというふうに考えます。山口県内のある企業では、昨年10月に非正規労働者の賃金が最低賃金に達していないという指摘を受けて、時給が50円増額したそうです。さらに、その企業では正社員にも時給50円アップに相当する賃上げが行われたそうです。最低賃金の増額が非正規社員と正規の労働者の賃上げとなり、労働者全体の賃金底上げにつながっているいい例だというふうに私は考えます。

山口県労連が行った最低生計費試算調査、この結果では、山口で一人で暮らす成人が普通に暮らすに必要な賃金が時給換算で1,682円必要であることがわかりました。この額は全国どこでもほとんど変わらず、1,700円から1,800円という結果になっています。現在の山口県の最低賃金は979円ですが、山口県の最低生計費試算調査結果と比べ700円も低く、若い単身労働者が普通に暮らしていくには、あまりにも低すぎる最低賃金であるというふうに考えます。私たちが1,500円以上に最低賃金を上げてほしいと要求する根拠はここにあります。今、日本の地方の人口流出が進み、地域社会の維持が危ぶまれています。若者が都市へ流出しているのです。

山口県でも、若者の県外への流出が人手不足と地域経済の疲弊に繋がるため問題になっていると思います。最低賃金の低い地方から高い都市部へ人口が流出しています。賃金の高い地域へと人が移動するのは、当然と言えるものであります。人口流出を招く大きな要因は、全国の最低賃金に格差があるからだ私たちは考えています。格差が解消されない限り、地域経済の疲弊を防ぐことはできないと言えます。最低賃金を全国一律制度にする根拠はここにあります。最低賃金を1,500円以上に上げるには、企業にとっても負担となります。大企業は内部留保として儲けを蓄積していますが、多くの中小企業は最低賃金を引き上げるだけの支払い能力がなく、厳しいものがあります。確実に最低賃金を1,500円以上に上げるためには、有効な中小企業支援策を打ち出すことが必要であると考えています。昨年、徳島県では異例の84円の増額を実現し、徳島ショックと言われました。これを実現したのは、徳島県の中小企業へ

の直接的な支援策をセットにして、最賃審議会へ要請したことにあります。現在、徳島県は賃上げを原因とする倒産は確認されておらず、徳島県の実質賃金は昨年8月以降、7か月連続プラスが続いているそうです。徳島県での最低賃金の大幅な増額の実現は、県民の暮らしを支えると同時に、地域経済を守ることができることを証明しているのではないのでしょうか。

中小企業・小規模事業者で働く労働者は、全労働者の7割から8割を占めます。これらの中小企業や小規模事業者には、賃上げに対する体力が低いため、最賃1,500円の引き上げを実現させるには、社会保険料を含めた中小企業の負担の軽減策など、政府・行政による中小企業への支援が欠かせません。ぜひ、山口地方最低賃金審議会として、行政に対し、中小企業・小規模事業者への支援強化、下請け取引の適正化、金融支援など、継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るなどの働きかけを行うことを最後に要望して発言を終わります。どうもありがとうございました。

○小林会長

では、ただいまの意見陳述につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

○難波委員

すみません、ちょっと教えてください。先ほど徳島の例を教えていただいたんですけども、倒産はないですが、雇用を抑制したということはないですか。

○意見陳述人

私は徳島県知事がシンポジウムで発言された内容をそのまま読んでいたんですけども、そこにはそういうようなことも出てはいませんでした。

○難波委員

出ていないだけで、していないとは言えないということですか。

○意見陳述人

そこまでは、私は詳しく分かりません。すみません、答えられないと思います。

○難波委員

はい、ありがとうございます。

○小林会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、意見陳述を終了いたします。

○小林会長

それでは、次に議題1（3）「最低賃金審議に係る資料について」の説明に移ります。

今後の審議の資料として、事務局から資料が配付されておりますので、事務局は説明をお願いします。

○賃金室長

ポイントを絞って説明をさせていただきます。

資料№.3 (1)「労働者の生計費について」、標準生計費については山口市のものです。

それから(2)は労働者の賃金関係についての資料です。まず、①の「令和7年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)」ですが、これは山口県が調査したもので、対象の県内61組合が妥結した賃上げ率は定昇込みで5.19%です。

続きまして、②の厚生労働省が実施した「令和7年賃金改定状況調査結果」についてです。6ページ目の第4表をご覧ください。ABCのランク別、業種別の賃金上昇率が記載されております。今年度は、第4表①の男女計、産業計の賃金上昇率は2.5%となっています。2.5%という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大の水準であった昨年をさらに上回っているものです。また、山口県はBランクですが、今年度のBランクの賃金上昇率は2.9%で、昨年の2.4%を上回っています。

次に7ページ目の第4表②をご覧ください。一般・パート別の賃金上昇率になります。左端の産業別・ランク計で見ますと、中段の一般労働者は2.3%、下段のパートは2.9%となっています。

次に③の山口労働局が実施した「最低賃金に関する基礎調査」について、ご説明いたします。最初のページに集計方法についての説明を付けておりますが調査対象は、山口県内の中小企業です。1ページおめくりいただき、「令和7年度基礎調査における県最賃適用労働者の分布率」をご覧ください。表の中の一番上に未満率の記載があります。これは現在の山口県最低賃金額の979円を下回っている労働者の割合を示したものです。全体では、1.1%です。

次に未満率の下に影響率と記載があります。これは、現在の最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合となっております。

改正後の最低賃金は未だ決まっておりませんので、この表では幅広に時間額979円から1,120円までの範囲で示しております。

次に④の「賃金構造基本統計調査結果」のうち、最初の1ページ目は、令和6年の全国と各都道府県の所定内賃金額の平均値が示されており、山口県は29万8300円で、令和5年度比2.8%増となっております。

次に⑤、⑥、⑦とも後ほどご覧になっていただければと存じます。

それから(3)は支払能力の関係でございます。

①は、「県勢やまぐち」です。昨年度までの審議会において「山口県経済の動向」という資料を提出しておりましたが、令和7年2月分で終了しており、「山口県経済の動向」の内容がこちらの「県勢やまぐち」に掲載されているものです。山口県が取りまとめたものです。1枚めくっていただいて、1ページ目の上段は「山口県金融経済情勢」が掲載されており、7月公表の判断は、「県内景気は、緩やかに回復している。」とされています。

②は日本銀行下関支店の調査結果、③、④、⑤については、中小企業に関わる資料ということになりますが、後ほどご覧いただければと存じます。

次に(4)生活保護と最低賃金額については、①と②の資料になりますが、山口県を含めた全都道府県について令和6年度の最低賃金が生活保護水準を上回っていることが確認できます。なお、山口県の詳細につきましては、専門部会において説明いたします。

最後に(5)「その他」の①「山口県の雇用情勢」は、新規学卒者を除きパートを含む一般職業紹介状況です。令和7年6月の有効求人倍率は、1.42倍です。

③、④は山口県を中心とした統計資料です。

⑤については、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上の推進施策の実施状況です。業務改善助成金の申請状況を一覧にしております。

⑥については、一昨年になりますが、令和6年3月18日に行われた政労使会議における共同宣言です。

また、お手元に机上配布資料として、目安小委員会資料をお配りしております。

第1回目安小委員会の資料「主要統計資料」には「Ⅱ都道府県統計資料編」がございまして、各種関連指標が県別に掲載されております。例えば、33ページには一人当たりの県民所得・標準生計費、34ページには有効求人倍率推移、次の35ページには失業率の推移があります。

なお、第1回目安小委員会の資料のうち、資料No.2の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（関係部分抜粋）」及び資料No.3「経済財政運営と改革と基本方針2025（関係部分抜粋）」については、第443本審においてお配りしておりますので、添付は省略しておりますことをご了承ください。

第2回目安小委員会資料では、資料No.4に賃金分布に関する資料がございます。都道府県別に分布図が掲載されており、山口県は、一般労働者・短時間労働者計が7ページ左下に、一般労働者のみが20ページ左下、短時間労働者のみは33ページ左下にございます。

また、後ほど、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○事務局（田村監督官）

引き続き、事務局よりご説明いたします。

前回の第443回審議会において、4業種にかかる特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び必要性を認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問が行われましたので、特定最低賃金審議のための資料について説明いたします。

まず、昨年度改正された特定最低賃金額、今年度の各業種における労働協約の最下限額及び山口県最低賃金額の差額について、一覧表として資料(2)⑧を添付しておりますので、ご留意ください。

また、全国の特定最低賃金結審状況について、資料No.3(2)⑨を添付しております。

次に山口労働局が本年5月から7月にかけて実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果について、説明いたします。

資料№3 (2) ③の資料のうち、鉄鋼の「鉄」というインデックスが付いた資料の2枚目をご覧ください。

こちらの資料は、鉄鋼の未満率、影響率を示したものです。鉄鋼の特定最低賃金額1,116円を下回っている労働者の割合を示した未満率は、全体0.5%、一般0.6%、パート0.0%、女性2.5%でした。

次に、電気の「電」というインデックスが付いた資料の2枚目をご覧ください。

こちらの資料は、電気の未満率、影響率を示したものです。電気の特定最低賃金額1,032円を下回っている労働者の割合を示した未満率は、全体0.6%、一般0.4%、パート2.0%、女性1.3%でした。

次に、輸送の「輸」というインデックスが付いた資料の2枚目をご覧ください。

こちらの資料は、輸送の未満率、影響率を示したものです。輸送の特定最低賃金額1,088円を下回っている労働者の割合を示した未満率は、全体0.6%、一般0.7%、パート0.0%、女性1.7%でした。

最後に、百貨店の「百」というインデックスの付いた資料の2枚目をご覧ください。

こちらの資料は、百貨店の未満率、影響率を示したものです。百貨店の特定最低賃金額1,000円を下回っている労働者の割合を示した未満率は、全体、一般、パート、女性全てにおいて0.0%でした。

以上でございます。

○小林会長

ただ今の説明について何か質問等ありますか。

(質問等なし)

○神保委員

資料の説明ありがとうございました。第1回目のときにも資料をいただいているんですけども、今日いただいたやつは、新しいものを差し替える資料と新規のものとと一緒に綴じてあるということでしょうか。

○賃金室長

そうです。

○神保委員

もう一点、資料(5)⑤の生産性向上施策の実施状況について、令和3年度から月次の申請件数の状況が書いてあるんですけども、単純に数だけ見ると、令和5年度、6年度とコロナの影響もあるとは思いますが、数値としては伸びているということで、令和7年度についても7月の時点でそれなりの数があるように思いますが、労働局としては申請状況について、予想より多い、少ないなどどのように評価しているのでしょうか。ご担当が違ってもいいかもしれませんが。

○労働基準部長

雇用環境・均等室で支給されていますので、それについては次回ご回答いたします。ただ、山口の最賃額に近い岡山より申請件数が多かったように記憶していますので、極端に少ないことなどはなく平均的ではないかと思えます。

○神保委員

では、申請後どのくらいで支給されるのか、併せて教えていただければと思います。

○労働基準部長

近年申請件数が伸びているのは、要件の緩和で利用しやすくなっていることと、最賃額の上昇により利用されたい方が増えているということがあるかと思えます。

○神保委員

昨年も最終的には公益委員見解を出すことになりましたけれども、その中でも助成金については配慮いただきたいという趣旨の文言がありましたので、実態はどうなのかとお尋ねしました。それでは別途、ご回答いただければと思います。

○小林会長

ありがとうございます。こういった支援策については、使い勝手がよくないのではないかという話が中央最低賃金審議会においても出ておりましたので、ご質問のあった点について山口県の状況がわかりましたら、情報をいただけたらと思います。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

(質問等なし)

○小林会長

それでは、議題4「その他」に移りたいと思います。

事務局から他に何かありますでしょうか。

○賃金室長

事務局から今後の会議の日程につきまして、説明させていただきます。

このあと第1回山口県最低賃金専門部会を開催いたします。山口県最低賃金専門部会委員につきましては、山口労働局長が本日付けにて任命をしております。委員の皆様におかれましては、専門部会委員名簿を机上配布させていただいておりますので、これをもって委員のご紹介に代えさせていただきます。

本日の専門部会の開催についてですが、本日15時30分から本会場で開催とご案内しておりましたが、ただいま、14時50分でございます。差し支えなければ、会場のレイアウト変更にお時間をいただき、この会議終了後の15分後から、専門部会を開催させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

ありがとうございます。続いて、次回の審議会の日程についてご説明させていただきます。お手元の日程表は前回もお配りしておりますが、赤字の箇所を追加しております。次回の本審は8月5日15時からの開催を予定しておりますが、5日正午までに中央最低賃金審議会の目安の答申がなかった場合は、開催を中止いたします。中止となった場合には、委員の皆さまにご連絡差し上げるとともに傍聴を希望されている皆様にもご連絡を差し上げます。

次に、8月6日については、8月5日に答申がなかった場合、朝、中止のご連絡をさせていただきます。中央最低賃金審議会の状況がわかりませんので仮の予定となってしまう申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。8月6日又は7日に答申があった場合は、8月8日13時15分から本審を開催予定でございます。

○小林会長

それでは、今回は8月5日15時に第445回の最賃審本審を開催予定とし、もし正午までに答申がない場合は中止となりご連絡をいただけるけれども、開催する場合は、改めてのご連絡はないということでしょうか。

○賃金室長

はい。

○小林会長

日程につきまして、ほかにご質問等ございますでしょうか。

○藤田委員

第3回、第4回については理解したのですが、これまで例がないと思われる第5回から第8回まで予定が入っているのは、何の審議のためなのでしょう。

○神保委員

私は、日程が後ろ倒しになったときのためと聞いています。

○労働基準部長

中央最低賃金審議会の答申の伝達を8月5日か6日か7日にさせていただきます。ただ、4日や5日に答申が出た場合には、審議の状況によっては8日の本審では答申もあり得るということで記載しております。同じ意味で12日以降については、答申のための本審を組んでおりまして、いずれかで答申をいただくということで考えております。これまで通常であれば、1回目の本審が7月のはじめにあって7月終わりに目安の伝達がありまして、8月5日前後に答申ということですが、今2回目

すけれどもまだ目安の伝達ができていませんので、3回目で伝達をさせていただいて、4回目の本審で答申という形で日程表を作っております。

○藤田委員

そのあとは特定最賃の必要性の審議が8月中旬以降に行われると思うんですけれども、それは4業種すべて全会一致の場合は本審は行われらないということですか。

○労働基準部長

特定最賃の必要性の審議につきましては、一つでも全会一致にならなかった場合はそのあと本審での審議となりますが、日程的に、事務局としては可能であれば異議審の日での審議とさせていただければと思います。全会一致であれば、そこでの審議はなくなりまして、金額審議へと移ります。

○小林会長

日程表の中で 第4回以降の本審につきましては、答申を行う第4回のみが行われるという認識でよろしかったでしょうか。

○労働基準部長

はい。

○小林会長

それでは、日程についてほかに何かご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○小林会長

事務局からほかにございますでしょうか。

○賃金室長

このあと14時40分から専門部会を開始させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様には控室をご用意しておりますので、このあとご案内いたします。

○小林会長

それでは、そのほかに何かございますでしょうか。

(質問等なし)

○小林会長

それでは、これをもちまして第444回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様お疲れさまでした。